

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） 社会健康医学研究科 社会健康医学専攻（D）

1. 養成する人材像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの妥当性及び整合性について、以下の点を明確にするとともに必要に応じて適切に改めること。
 - (1) 「設置の趣旨等を記載した書類」の「2（2）養成する人材像」において、養成する人材像として「社会が必要とするエビデンスの導出とその社会実装を通じて広く人々の健康に貢献できる能力を身につけた研究者を育成する。」ことを掲げており、この記載に関連するディプロマ・ポリシーが「③社会健康医学の実践や教育研究において、指導的・先導的役割を果たす能力と国際性を身につけていること」であると見受けられるが、養成する人材像には記載のない「国際性」をディプロマ・ポリシーで求める意図が不明確であり、「国際性を身につけている」ことが示す内容や養成する人材像とディプロマ・ポリシーとの整合性が判然としなない。このため、「国際性」の内容を明らかにすることを含め、養成する人材像とディプロマ・ポリシーとの整合性や妥当性について改めて具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
 - (2) 「設置の趣旨等を記載した書類」の「4（6）ディプロマ・ポリシーと教育課程の関連」において、ディプロマ・ポリシーと授業科目の関係性について記載しているが、カリキュラム・ポリシーと授業科目の関係性については、「4（2）教育課程及び科目区分の編成」において「カリキュラム・ポリシーに基づいて、教育課程は「基礎科目」「特別演習科目」「特別研究科目」に区分する。」と記載するのみであり、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、教育課程の整合性が不明確なため、それぞれの関係を図や表で整理するなど、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2. 大学院設置基準第 14 条に規定する「夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う」こととなっているが、当該教育方法の特例について学則上に記載が見受けられないため、本学学則において、教育方法の特例の対象となる専攻や、特例による履修方法等について、明確に記載すること。（改善事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

3. 「設置の趣旨等を記載した書類」の「9（3）イ選抜方法」において「出願時に求める研究概要に基づいて、当該領域の研究に高い関心と探究心を有し、学術的課題の解決に果敢に取り組み、研究成果を社会に実装することで課題解決と当該学術領域の発展に寄与する意欲を評価する。」とあるが、評価の基となる「研究概要」については、出願に当たって研究指導を希望する教員と面談・協議した内容に基づいて作成することとなっていることから、入学者選抜の公平性・公正性の観点から、「研究概要」の作成に関して、面談・協議の共通ルールの明確化や、学内進学希望者と学外進学希望者で公平を期す工夫を行うとともに、面談・協議した教員は、当該評価に加わらないことが好ましい。（改善事項）・・ 12

4. 公表する情報として挙げられている項目に、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項に規定されている学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報がないことから、適切に公表すること。(是正事項) 15

5. 公表する情報として挙げられている項目に、学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項に規定されている「卒業又は修了の認定に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」についての情報がないことから、適切に公表すること。(是正事項) 17

(是正事項) 社会健康医学研究科 社会健康医学専攻 (D)

1. 養成する人材像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの妥当性及び整合性について、以下の点を明確にするとともに必要に応じて適切に改めること。
- (1) 「設置の趣旨等を記載した書類」の「2 (2) 養成する人材像」において、養成する人材像として「社会が必要とするエビデンスの導出とその社会実装を通じて広く人々の健康に貢献できる能力を身につけた研究者を育成する。」ことを掲げており、この記載に関連するディプロマ・ポリシーが「③社会健康医学の実践や教育研究において、指導的・先導的役割を果たす能力と国際性を身につけていること」であると見受けられるが、養成する人材像には記載のない「国際性」をディプロマ・ポリシーで求める意図が不明確であり、「国際性を身につけている」ことが示す内容や養成する人材像とディプロマ・ポリシーとの整合性が判然としない。このため、「国際性」の内容を明らかにすることを含め、養成する人材像とディプロマ・ポリシーとの整合性や妥当性について改めて具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

本博士後期課程では、養成する人材像として「社会が必要とするエビデンスの導出とその社会実装を通じて広く人々の健康に貢献できる能力を身につけた研究者を育成する」ことを掲げ、国内のみならず国外の教育研究機関や研究所、医療機関等において、社会健康医学の最先端研究と成果の社会実装から我が国や世界が抱える健康課題の解決に取り組む人材の養成を目指している。これは、社会健康医学の課題は一つの国や地域に限定されることは少なく、多くの国々の連携によって課題解決を図ることが求められるためである。従って、課程修了者は国際的な視野を持ち、かつ国際的な連携研究を遂行できる高い国際性を身につけていることが必須であることから、ディプロマ・ポリシーの一つに「国際性を身につけていること」を掲げた。

審査意見のとおり、「養成する人材像」の記述において、国際性に関する説明（上述）が不十分であったため、ディプロマ・ポリシーとの整合性が不明瞭であり、また具体的にどのような学識や技術の修得が求められているのかも不明瞭であった。

以上の点を踏まえ、「養成する人材像」の記載を下表の通り加筆・修正し、別添資料 11 (アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、教育課程、ディプロマポリシーの対応関係図) も修正した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

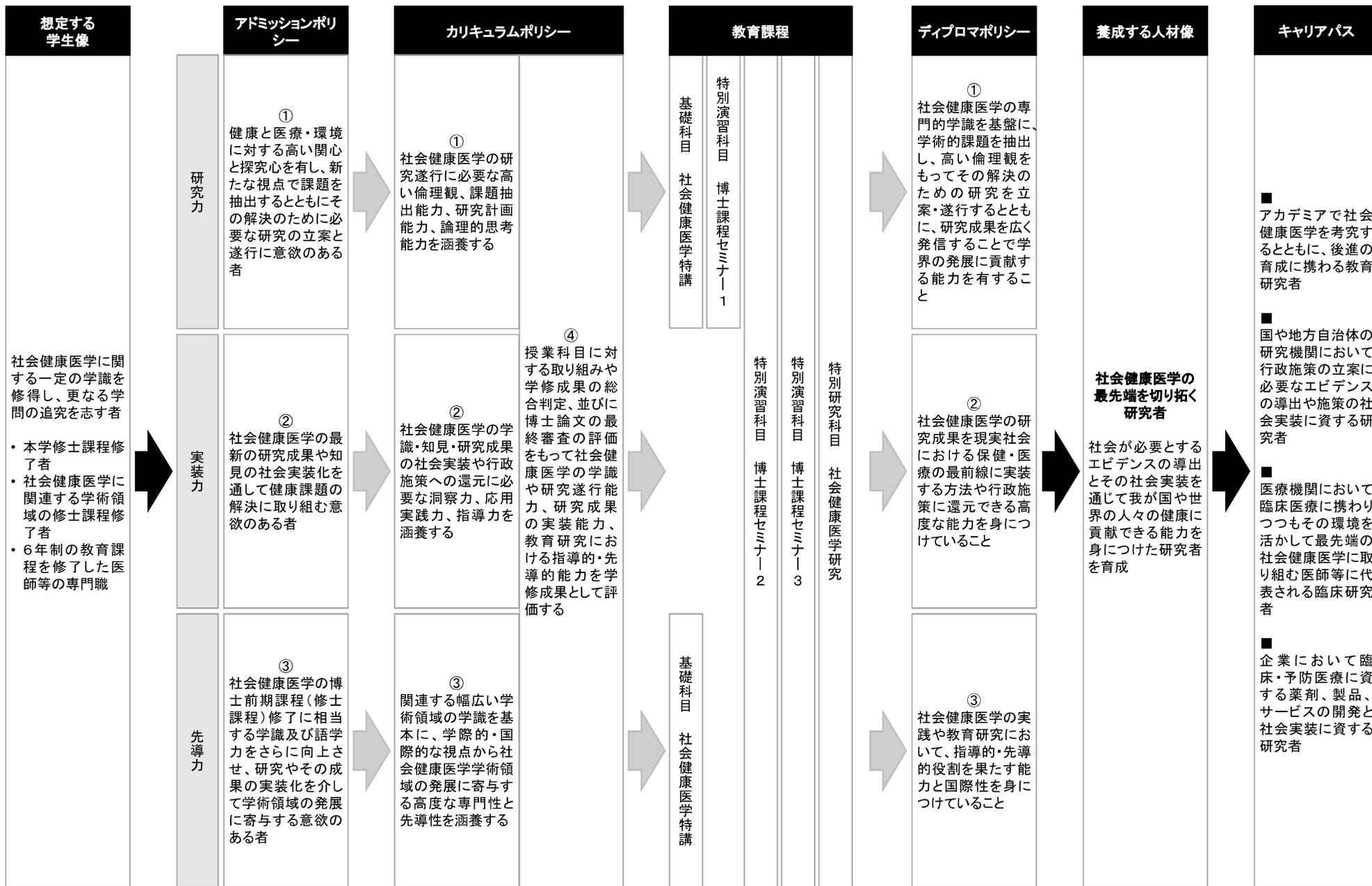
新	旧
(7ページ) 2 設置の基本方針 (2) 養成する人材像 公衆衛生学のコア5領域はもとより、ゲノム医学などの最新の生命科学や医療ビッグデータに関する情報解析学などの関連領域の学識を基本に、社会が必要とするエビデンス	(7ページ) 2 設置の基本方針 (2) 養成する人材像 公衆衛生学のコア5領域はもとより、ゲノム医学などの最新の生命科学や医療ビッグデータに関する情報解析学などの関連領域の学識を基本に、社会が必要とするエビデンス

新	旧
<p>の導出とその社会実装を通じて我が国や世界の人々の健康に貢献できる能力を身につけた研究者を育成する。<u>社会健康医学的な課題は一つの国や地域に限定されることは少なく、多くの国々の連携によって課題解決を図ることが求められる。</u>国内外の教育研究機関や研究所、医療機関等において、<u>諸外国の研究機関と連携しつつ、国際的な視点から社会健康医学の最先端研究と成果の社会実装に取り組むこと</u>で、我が国のみならず世界が抱える健康課題の解決に果敢に取り組む高い学識と国際性を兼ね備えた研究者を育成する。</p> <p>本博士後期課程の修了者は、1) アカデミアで社会健康医学を考究するとともに後進の育成に携わる教育研究者、2) 国や地方自治体の研究機関において行政施策の立案に必要なエビデンスの導出や施策の社会実装に資する研究者、3) 医療機関において臨床医療に携わりつつもその環境を活かして最先端の社会健康医学に取り組む医師等に代表される臨床研究者、4) 企業において臨床・予防医療に資する薬剤、製品、サービスの開発と社会実装に資する研究者、などの立場で活躍することが期待される。</p> <p>別添資料10: 米国公衆衛生学教育協会(CEPH)の掲げる基本科目</p> <p>別添資料 11 : アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、<u>教育課程</u>、ディプロマポリシーの対応関係図</p>	<p>の導出とその社会実装を通じて広く人々の健康に貢献できる能力を身につけた研究者を育成する。<u>具体的には、国内外の教研究機関や研究所、医療機関等において、社会健康医学の最先端研究と成果の社会実装に取り組むこと</u>で、我が国のみならず世界が抱える健康課題の解決に果敢に取り組む<u>高度な</u>研究者を育成する。本博士後期課程の修了者は、1) アカデミアで社会健康医学を考究するとともに後進の育成に携わる教育研究者、2) 国や地方自治体の研究機関において行政施策の立案に必要なエビデンスの導出や施策の社会実装に資する研究者、3) 医療機関において臨床医療に携わりつつもその環境を活かして最先端の社会健康医学に取り組む医師等に代表される臨床研究者、4) 企業において臨床・予防医療に資する薬剤、製品、サービスの開発と社会実装に資する研究者、などの立場で活躍することが期待される。</p> <p>別添資料10: 米国公衆衛生学教育協会(CEPH)の掲げる基本科目</p> <p>別添資料 11 : アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの対応関係図</p>

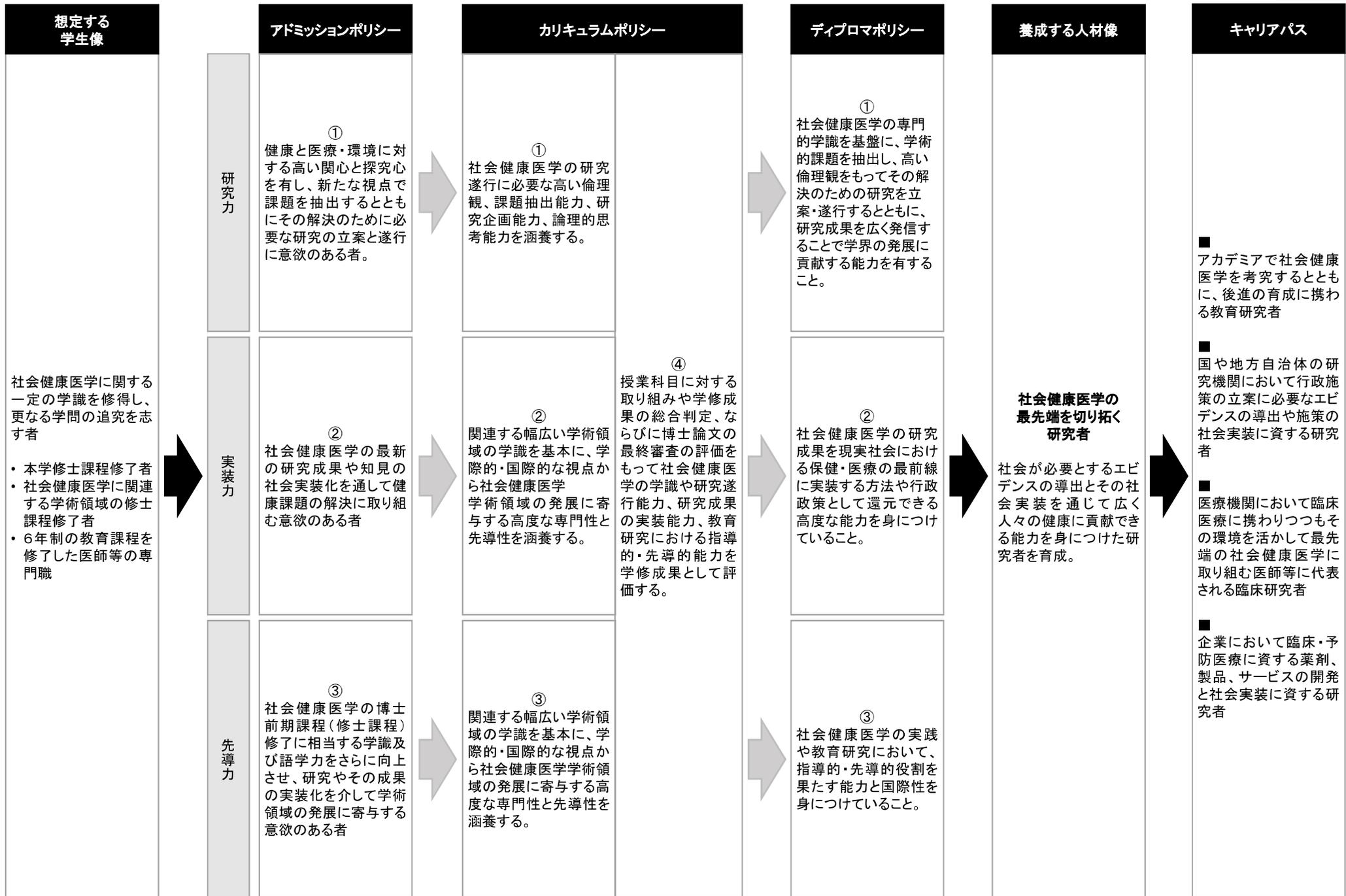
(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 別添資料

<p>別添資料 11 : アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、<u>教育課程</u>、ディプロマポリシーの対応関係図</p> <p>※5 ページに記載</p>	<p>別添資料 11 : アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの対応関係図</p> <p>※6 ページに記載</p>
--	--

アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、教育課程、ディプロマポリシーの対応関係図



アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの対応関係図



(是正事項) 社会健康医学研究科 社会健康医学専攻 (D)

1. 養成する人材像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの妥当性及び整合性について、以下の点を明確にするとともに必要に応じて適切に改めること。
 - (2) 「設置の趣旨等を記載した書類」の「4 (6) ディプロマ・ポリシーと教育課程の関連」において、ディプロマ・ポリシーと授業科目の関係性について記載しているが、カリキュラム・ポリシーと授業科目の関係性については、「4 (2) 教育課程及び科目区分の編成」において「カリキュラム・ポリシーに基づいて、教育課程は「基礎科目」「特別演習科目」「特別研究科目」に区分する。」と記載するのみであり、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、教育課程の整合性が不明確なため、それぞれの関係を図や表で整理するなど、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

本博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げた「①研究力」「②実装力」「③先導力」を修得することを要件としている。当該要件を満たす人材を育成するにあたり、「①研究力」「②実装力」「③先導力」を養うことを柱にカリキュラム・ポリシーを定め、それを実現するために最適な教育課程を編成した。具体的には、教育課程を「基礎科目」「特別演習科目」「特別研究科目」に区分し、それぞれの科目における以下のような学修の総和として、ディプロマ・ポリシーを満たす人材を育成する。

審査意見の通り、上述したディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、授業科目との関連について説明が不足していたことから、「4 (1) カリキュラム・ポリシー」にディプロマ・ポリシーとの関連について追記するとともに、「4 (2) 教育課程及び科目区分の編成」を以下のように加筆・修正した。また、各ポリシーと教育課程の整合性を示した別添資料 11 (アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、教育課程、ディプロマポリシーの対応関係図) を修正した。

「基礎科目」は、本課程を修める全ての学生が共通して身につけるべき学識を修得するための科目「社会健康医学特講」(必修1単位)で構成する。社会健康医学の最先端で研究を国際的に牽引している様々な研究者を招き、研究の内容や成果、社会実装に対する取り組みなどについて実践的に学ぶ。世界に広く目を向け、諸外国に現存する健康課題についても見渡せる幅広い視野と国際的な研究力、ならびに領域横断的な研究のための学際的な知識を養う(カリキュラム・ポリシー①・③に対応)。

「特別演習科目」は、博士後期課程における研究計画や研究の方法、データの分析や結果の解釈、研究成果の社会実装についての討論や文献の抄録など、実践的に取り組む演習科目「博士課程セミナー1」「博士課程セミナー2」「博士課程セミナー3」で構成する。「博士課程セミナー1」では、上級生の発表や教員の講評を聞くことで、研究課題を抽出し研究計画を立案する能力、研究倫理観など、研究の遂行に必要な知識を身につけることで研究力を養う(カリキュラム・ポリシー①に対応)。「博士課程セミナー2」では、自ら取り組む研究の計画、方法や成果についてのディスカッションや先行研究との比較考察などを通じて研究

力を高め、研究成果を社会に実装するための知識や技術も身につける。また、プレゼンテーションや質疑応答、研究マネジメントなど、研究者に必要とされる素養を養うことで、研究力に加えて実装力や先導力も養う（カリキュラム・ポリシー①・②・③に対応）。「博士課程セミナー3」では、「博士課程セミナー2」の内容について、より高いレベルで取り組むことで研究力、実装力、先導力に磨きをかけるとともに、低学年生の研究支援も行うことで指導性も養う（カリキュラム・ポリシー①・②・③に対応）。

「特別研究科目」では、具体的な課題に対する実践的な解決策について考究するための科目「社会健康医学研究」を配し、社会健康医学に関する研究に取り組み、博士論文を作成する。社会健康医学研究の実践を通じて研究力をさらに磨き上げるとともに、研究成果を社会に実装する力を身につける。また、研究の最先端に立つことで、教育研究の方向性を定め、諸外国と連携しながら研究領域そのものを牽引する先導力も養う。実際の研究活動に取り組むなかで、高い倫理観も身につける（カリキュラム・ポリシー①・②・③に対応）。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
<p>(10 ページ)</p> <p>4 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(1) カリキュラム・ポリシー</p> <p><u>ディプロマ・ポリシーに掲げた「研究力」「実装力」「先導力」を修得した人材を育成するため、3つの能力に対応したカリキュラム・ポリシーを定め、教育課程を編成する。</u></p> <p><u>別添資料 11：アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、教育課程、ディプロマポリシーの対応関係図</u></p>	<p>(9 ページ)</p> <p>4 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(1) カリキュラム・ポリシー</p> <p><u>ディプロマ・ポリシーに定める人材を育成するため、以下のカリキュラム・ポリシーにもとづいて教育課程を編成する。</u></p>
<p>(10 ページ)</p> <p>4 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(2) 教育課程及び科目区分の編成</p> <p>カリキュラム・ポリシーに基づいて、教育課程は「基礎科目」「特別演習科目」「特別研究科目」に区分する。</p> <p><u>「基礎科目」(カリキュラム・ポリシー①・③に対応)は、本課程を修める全ての学生が共通して身につけるべき学識を修得するための科目「社会健康医学特講」(必修1単位)で構成する。社会健康医学の最先端で研究を</u></p>	<p>(10 ページ)</p> <p>4 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(2) 教育課程及び科目区分の編成</p> <p>カリキュラム・ポリシーに基づいて、教育課程は「基礎科目」「特別演習科目」「特別研究科目」に区分する。「基礎科目」には、本課程を修める全ての学生が共通して身につけるべき学識を修得するための科目を配する。「特別演習科目」には、博士後期課程における研究計画や研究の方法、データの分析や結果の解釈、研究成果の社会実装について</p>

新	旧
<p><u>国際的に牽引している様々な研究者を招き、研究の内容や成果、社会実装に対する取り組みなどについて実践的に学ぶ。世界に広く目を向け、諸外国に現存する健康課題についても見渡せる幅広い視野と国際的な研究力、ならびに領域横断的な研究のための学際的な知識を養う。</u></p> <p><u>「特別演習科目」(カリキュラム・ポリシー①・②・③に対応)</u>は、博士後期課程における研究計画や研究の方法、データの分析や結果の解釈、研究成果の社会実装についての討論や文献の抄録など、実践的に取り組む演習科目「<u>博士課程セミナー1</u>」「<u>博士課程セミナー2</u>」「<u>博士課程セミナー3</u>」で構成する。「<u>博士課程セミナー1</u>」では、<u>上級生の発表や教員の講評を聞くことで、研究課題を抽出し研究計画を立案する能力、研究倫理観など、研究の遂行に必要な知識を身につけることで研究力を養う。</u>「<u>博士課程セミナー2</u>」では、<u>自ら取り組む研究の計画、方法や成果についてのディスカッションや先行研究との比較考察などを通じて研究力を高め、研究成果を社会に実装するための知識や技術も身につける。</u>また、<u>プレゼンテーションや質疑応答、研究マネジメントなど、研究者に必要なとされる素養を養うことで、研究力に加えて実装力や先導力も養う。</u>「<u>博士課程セミナー3</u>」では、「<u>博士課程セミナー2</u>」の内容について、<u>より高いレベルで取り組むことで研究力、実装力、先導力に磨きをかけるとともに、低学年生の研究支援も行うことで指導性も養う。</u></p> <p><u>「特別研究科目」(カリキュラム・ポリシー①・②・③に対応)</u>では、<u>具体的な課題に対する実践的な解決策について考究するための科目「社会健康医学研究」を配し、社会健康医学に関する研究に取り組み、博士論文を作成する。社会健康医学研究の実践を通じて研究力をさらに磨き上げるとともに、研究</u></p>	<p>の討論や文献の抄録など、実践的に取り組む演習科目とする。「特別研究科目」では、具体的な課題に対する実践的な解決策について考究するための科目を配し、社会健康医学に関する研究に取り組み、博士論文を作成する。「基礎科目」は1年次に、「特別演習科目」と「特別研究科目」は1～3年次にかけて配置する。なお、本研究科修士課程を修了しておらず、かつ他の大学院修士課程において社会健康医学を学修していない者に対しては、社会健康医学の基礎的な学識の修得を促す目的で、修士課程の一部の科目の履修を推奨する。</p>

新	旧
<p>成果を社会に実装する力を身につける。また、<u>研究の最先端に立つことで、教育研究の方向性を定め、諸外国と連携しながら研究領域そのものを牽引する先導力も養う。実際の研究活動に取り組むなかで、高い倫理観も身につける。</u></p> <p>「基礎科目」は1年次に、「特別演習科目」と「特別研究科目」は1～3年次にかけて配置する。なお、本研究科修士課程を修了しておらず、かつ他の大学院修士課程において社会健康医学を学修していない者に対しては、社会健康医学の基礎的な学識の修得を促す目的で、修士課程の一部の科目の履修を推奨する。</p>	

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 別添資料

<p>別添資料 11：アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、<u>教育課程</u>、ディプロマポリシーの対応関係図</p> <p>※5 ページに前掲</p>	<p>別添資料 11：アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの対応関係図</p> <p>※6 ページに前掲</p>
--	--

(改善事項) 社会健康医学研究科 社会健康医学専攻 (D)

2. 大学院設置基準第 14 条に規定する「夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う」こととなっているが、当該教育方法の特例について学則上に記載が見受けられないため、本学学則において、教育方法の特例の対象となる専攻や、特例による履修方法等について、明確に記載すること。

(対応)

本博士後期課程では、「社会健康医学特講」と「博士課程セミナー」は土曜日を開講し、研究指導科目である「社会健康医学研究」は、平日夜間や土曜日等も含めて教員と指導時間を柔軟に調整した上で指導を行う。当該教育方法の特例について、学則に記載を追記した。

(新旧対照表) 学則

新	旧
(7 ページ) 静岡社会健康医学大学院大学学則 (案) (授業及び研究指導) 第 26 条 本学の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導 (以下「研究指導」という。) によって行うものとする。 2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 <u>3 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</u>	(7 ページ) 静岡社会健康医学大学院大学学則 (案) (授業及び研究指導) 第 26 条 本学の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導 (以下「研究指導」という。) によって行うものとする。 2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(改善事項) 社会健康医学研究科 社会健康医学専攻 (D)

3. 「設置の趣旨等を記載した書類」の「9 (3) イ 選抜方法」において「出願時に求める研究概要に基づいて、当該領域の研究に高い関心と探究心を有し、学術的課題の解決に果敢に取り組み、研究成果を社会に実装することで課題解決と当該学術領域の発展に寄与する意欲を評価する。」とあるが、評価の基となる「研究概要」については、出願に当たって研究指導を希望する教員と面談・協議した内容に基づいて作成することとなっていることから、入学者選抜の公平性・公正性の観点から、「研究概要」の作成に関して、面談・協議の共通ルールの明確化や、学内進学希望者と学外進学希望者で公平を期す工夫を行うとともに、面談・協議した教員は、当該評価に加わらないことが好ましい。

(対応)

審査意見に基づいて、入学者選抜に関する見直しを行うとともに、「9 (3) イ 選抜方法」において説明が不足していた箇所を補った。

1) 学外からの進学希望者に対する公平性を期す工夫として、以下の点を加筆した。

各教員の研究内容についての情報や、教員との面識に乏しい学外進学希望者に対しては、①大学事務局が窓口となり希望する研究指導教員との事前面談を円滑に行えるよう調整する。また、教員との事前面談の頻度においても公平性を保てるよう、②学内・学外進学希望者に共通する事前面談期間を設定し、③学外進学希望者にはオンラインでの面談機会を積極的に設ける。本学では、④教育情報の公表として全ての教員に Research Map (科学技術振興機構) で業績等を開示することを義務づけている。加えて全ての志願者に対して、⑤各教員の研究内容や博士課程研究について取りまとめた資料を提供することで、教員や研究内容に関する情報の獲得においても学内進学希望者と学外進学希望者との間に格差が生じないように配慮する。

2) 入学者選抜の公平性を期すために、指導担当予定教員の意見が入試面接の評価に反映されないように改めるとともに、研究概要の作成や入学者選抜における当該書類の扱いについて、以下の点を反映した文章に改めた。

本博士後期課程への入学者は、筆記試験(英語)及び面接で評価する。指導を希望する教員との事前面談に基づいて進学希望者が自ら作成する研究概要は、入試面接時の資料とする。面接は、指導予定教員を含む複数の教員で行うが、合否判定には指導予定教員以外の教員の合計点を用いる。入試委員会ならびに教授会では、受験者名を伏せた状態で合計点に基づいて公正な評価と合議により選抜を行う。このような方法で入学者選抜を行うことで、選抜過程の公平性を保つ。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
(26 ページ)	(25 ページ)
9 入学者選抜の概要	9 入学者選抜の概要

新	旧
<p>(3) 入学者の選抜方法、選抜体制</p> <p>イ 選抜方法</p> <p>筆記試験（英語）及び面接を行い、本学が掲げるアドミッション・ポリシーに合致した人物を選抜する。</p> <p>筆記試験については、国内外の英語論文を読み、研究成果を論文として英語で執筆するために必要な英語力を修得していることを基準に、独自の筆記試験を実施する。</p> <p>面接では、社会健康医学や関連する保健・医療について専門的知識を確認する。その上で、出願時に提出を求める研究概要に基づいて<u>質疑応答を行い</u>、当該領域の研究に高い関心と探究心を有し、学術的課題の解決に果敢に取り組み、研究成果を社会に実装することで課題解決と当該学術領域の発展に寄与する意欲を評価する。<u>具体的には</u>、出願にあたっては研究指導を希望する教員と出願前に<u>事前面談を行うことを義務付ける</u>。<u>受験者には</u>、<u>事前面談で協議した内容に基づいて自ら作成した研究概要の提出を求め</u>、<u>入学試験において面接時に資料とする</u>。加えて研究歴や職歴などの修学に関連する経歴について、入学願書に基づいて<u>入試面接時に確認する</u>。</p> <p><u>学内進学希望者に比べ、各教員の研究内容に関する情報や面識に乏しい学外からの進学希望者に対しては</u>、<u>事務局で研究指導領域に近い教員と事前面談の機会を調整すること</u>で、<u>学内進学希望者との比較において不利益を被らないよう配慮する</u>。また、<u>事前面談の頻度においても公平性を保つ目的で</u>、<u>学内・学外進学者に共通する事前面談期間を設定する他</u>、<u>学外進学希望者に対してはオンラインでの面談機会を積極的に設ける</u>。本学では、<u>教育情報の公表として全ての教員にResearch Map（科学技術振興機構）で業績等を開示することを義務づけている</u>。加えて<u>全ての志願者に対して</u>、<u>各教員の研究内容や博士課程研究について取りまとめた資料を提</u></p>	<p>(3) 入学者の選抜方法、選抜体制</p> <p>イ 選抜方法</p> <p>筆記試験（英語）及び面接を行い、本学が掲げるアドミッション・ポリシーに合致した人物を選抜する。</p> <p>筆記試験については、国内外の英語論文を読み、研究成果を論文として英語で執筆するために必要な英語力を修得していることを基準に、独自の筆記試験を実施する。</p> <p>面接では、社会健康医学や関連する保健・医療について専門的知識を確認する。その上で、出願時に提出を求める研究概要に基づいて、当該領域の研究に高い関心と探究心を有し、学術的課題の解決に果敢に取り組み、研究成果を社会に実装することで課題解決と当該学術領域の発展に寄与する意欲を評価する。<u>なお、出願にあたっては</u>、<u>研究指導を希望する教員と出願前に面談を行うことを義務付け</u>、<u>協議した内容に基づいて作成する研究概要の提出を求める</u>。加えて研究歴や職歴などの修学に関連する経歴について、入学願書に基づいて確認する。</p>

新	旧
<p>供することで、教員や研究内容に関する情報の獲得においても学内進学希望者と学外進学希望者との間に格差が生じないように配慮する。</p> <p>入学者の選抜は、入試委員会ならびに教授会において、筆記試験（英語）と面接の合計点をもとに公正な評価と合議に基づいて行う。面接は、指導予定教員を含む複数の教員で行うが、合否判定には指導予定教員以外の教員の合計点を用いる。入試委員会ならびに教授会では、受験者名を伏せた状態で合計点に基づいて合否を判定する。このような方法で入学者選抜を行うことで、選抜過程の公平性を保つ。</p>	

(是正事項) 社会健康医学研究科 社会健康医学専攻 (D)

4. 公表する情報として挙げられている項目に、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項に規定されている学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報がないことから、適切に公表すること。

(対応)

「設置の趣旨を記載した書類」における「14 (2) 公表する内容」に「学位論文に係る評価に当たっての基準」について記載されていなかったため、加筆した。

なお、本博士後期課程の「学位論文に係る評価に当たっての基準」で公表する内容は、以下のとおりとする。

「学位論文に係る評価に当たっての基準」

①社会健康医学における新たな学術的知見の創出に資する研究であること、②研究の方法と論旨展開が適切であり、かつ倫理的にも適切な研究であること、③社会健康医学の発展に寄与する学術的価値、独創性、実現性を備えていることを基準に評価を行う。また、審査員は審査する博士論文に学術的な関連が深い分野を専門とする教員のうち、研究指導の資格を有する者を 1 名以上含めた、主査 1 名、副査 2 名とし、博士論文最終審査会において提出された博士論文の内容を審査及び博士論文に関する口頭試問の結果に基づき合否を判定する。

(※設置の趣旨等を記載した書類「5 (5) 博士論文の審査と学位授与」に記載)

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
(35 ページ) 14 情報の公表 (2) 公表する内容 本学ホームページに以下の事項を掲載する。 また、研究成果を地域に還元するため、静岡県と連携し、県民向けに研究成果を発表する機会を開催する。研究成果をまとめた研究紀要を年 1 回発行し、教員や学生の研究成果を印刷物として公表するとともに、今後の研究資料とする。 1. 大学院大学の教育研究上の目的に関する こと 2. 教育研究上の基本組織に関する こと 3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する こと 4. 入学者に関する受入れ方針及び入学者の 数、収容定員及び在学する学生 の数、卒	(34 ページ) 14 情報の公表 (2) 公表する内容 本学ホームページに以下の事項を掲載する。 また、研究成果を地域に還元するため、静岡県と連携し、県民向けに研究成果を発表する機会を開催する。研究成果をまとめた研究紀要を年 1 回発行し、教員や学生の研究成果を印刷物として公表するとともに、今後の研究資料とする。 1. 大学院大学の教育研究上の目的に関する こと 2. 教育研究上の基本組織に関する こと 3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する こと 4. 入学者に関する受入れ方針及び入学者の 数、収容定員及び在学する学生 の数、卒

新	旧
<p>業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</p> <p><u>5. 教育課程の編成及び実施に関する方針</u></p> <p><u>6. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</u></p> <p><u>7. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること</u></p> <p><u>8. 修了の認定に関する方針</u></p> <p><u>9. 学位論文の評価に当たっての基準に関すること</u></p> <p><u>10. 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</u></p> <p><u>11. 授業料、入学料その他の大学院大学が徴収する費用に関すること</u></p> <p><u>12. 大学院大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</u></p> <p><u>13. 社会健康医学の研究により得られた成果に関すること</u></p> <p><u>14. その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等）</u></p>	<p>業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</p> <p><u>5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</u></p> <p><u>6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること</u></p> <p><u>7. 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</u></p> <p><u>8. 授業料、入学料その他の大学院大学が徴収する費用に関すること</u></p> <p><u>9. 大学院大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</u></p> <p><u>10. 社会健康医学の研究により得られた成果に関すること</u></p> <p><u>11. その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等）</u></p>

(是正事項) 社会健康医学研究科 社会健康医学専攻 (D)

5. 公表する情報として挙げられている項目に、学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項に規定されている「卒業又は修了の認定に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」についての情報がないことから、適切に公表すること。

(対応)

「設置の趣旨を記載した書類」における「14 (2) 公表する内容」に「修了の認定に関する方針」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」について記載されていなかったため、加筆した。

なお、本博士後期課程の「修了の認定に関する方針」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」で公表する内容は、以下のとおりとする。

「修了の認定に関する方針」

①社会健康医学の専門的学識を基盤に、学術的課題を抽出し、高い倫理観をもってその解決のための研究を立案・遂行するとともに、研究成果を広く発信することで学界の発展に貢献する能力を有すること【研究力】、②社会健康医学の研究成果を現実社会における保健・医療の最前線に実装する方法や行政施策に還元できる高度な能力を身につけていること【実装力】、③社会健康医学の実践や教育研究において、指導的・先導的役割を果たす能力と国際性を身につけていること【先導力】

(※設置の趣旨等を記載した書類「2 (3) ディプロマ・ポリシー」に記載)

「教育課程の編成及び実施に関する方針」

①社会健康医学の研究遂行に必要な高い倫理観、課題抽出能力、研究計画能力、論理的思考能力を涵養する【研究力】、②社会健康医学の学識・知見・研究成果の社会実装や行政施策への還元に必要な洞察力、応用実践力、指導力を涵養する【実装力】、③関連する幅広い学術領域の学識を基本に、学際的・国際的な視点から社会健康医学学術領域の発展に寄与する高度な専門性と先導性を涵養する【先導力】、④授業科目に対する取り組みや学修成果の総合判定、並びに博士論文の最終審査の評価をもって社会健康医学の学識や研究遂行能力、研究成果の実装能力、教育研究における指導的・先導的能力を学修成果として評価する

(※設置の趣旨等を記載した書類「4 (1) カリキュラム・ポリシー」に記載)

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
(35 ページ) 14 情報の公表 (2) 公表する内容 本学ホームページに以下の事項を掲載する。 また、研究成果を地域に還元するため、静岡県と連携し、県民向けに研究成果を発表する機会を開催する。研究成果をまとめた研究紀	(34 ページ) 14 情報の公表 (2) 公表する内容 本学ホームページに以下の事項を掲載する。 また、研究成果を地域に還元するため、静岡県と連携し、県民向けに研究成果を発表する機会を開催する。研究成果をまとめた研究紀

新	旧
<p>要を年1回発行し、教員や学生の研究成果を印刷物として公表するとともに、今後の研究資料とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学院大学の教育研究上の目的に関する こと 2. 教育研究上の基本組織に関する こと 3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する 学位及び業績に関する こと 4. 入学者に関する受入れ方針及び入学者の 数、収容定員及び在学する学生の数、卒業 又は修了した者の数並びに進学者数及び 就職者数その他進学及び就職等の状況 に関する こと 5. <u>教育課程の編成及び実施に関する方針</u> 6. <u>授業科目、授業の方法及び内容並びに年 間の授業の計画に関する こと</u> 7. <u>学修の成果に係る評価及び卒業又は修了 の認定に当たっての基準に関する こと</u> 8. <u>修了の認定に関する 方針</u> 9. <u>学位論文の評価に当たっての基準に関す る こと</u> 10. <u>校地・校舎等の施設及び設備その他の 学生の教育研究環境に関する こと</u> 11. <u>授業料、入学料その他の大学院大学が 徴収する費用に関する こと</u> 12. <u>大学院大学が行う学生の修学、進路選 択及び心身の健康等に係る支援に関す る こと</u> 13. <u>社会健康医学の研究により得られた成 果に関する こと</u> 14. <u>その他（教育上の目的に応じ学生が修 得すべき知識及び能力に関する情報、 学則等各種規程、設置認可申請書、設 置届出書、設置計画履行状況等報告書、 自己点検・評価報告書、認証評価の結 果等）</u> 	<p>要を年1回発行し、教員や学生の研究成果を印刷物として公表するとともに、今後の研究資料とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学院大学の教育研究上の目的に関する こと 2. 教育研究上の基本組織に関する こと 3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する 学位及び業績に関する こと 4. 入学者に関する受入れ方針及び入学者の 数、収容定員及び在学する学生の数、卒業 又は修了した者の数並びに進学者数及び 就職者数その他進学及び就職等の状況 に関する こと 5. <u>授業科目、授業の方法及び内容並びに年 間の授業の計画に関する こと</u> 6. <u>学修の成果に係る評価及び卒業又は修了 の認定に当たっての基準に関する こと</u> 7. <u>校地・校舎等の施設及び設備その他の学 生の教育研究環境に関する こと</u> 8. <u>授業料、入学料その他の大学院大学が徴 収する費用に関する こと</u> 9. <u>大学院大学が行う学生の修学、進路選 択及び心身の健康等に係る支援に関する こと</u> 10. <u>社会健康医学の研究により得られた成 果に関する こと</u> 11. <u>その他（教育上の目的に応じ学生が修 得すべき知識及び能力に関する情報、 学則等各種規程、設置認可申請書、設 置届出書、設置計画履行状況等報告書、 自己点検・評価報告書、認証評価の結 果等）</u>